

マイクロ・ナノバブル発生装置のレンタルのご案内

マイクロ・ナノバブル発生装置を購入前にお試し頂くために、用途に応じて下記の2種類の装置を用意いたしました。

FoamestCT

レンタル料金(1台) 月額7万円(税別)
空気 酸素 炭酸ガス等の バブルを発生 コンプレッサ又はガスボンベが 必要です。

FoamestO3

レンタル料金(1台) 月額10万円(税別)
オゾンバブルを発生 酸素ボンベ、酸素ボンベ用 レギュレータが必要です。

※お貸出装置のスケジュールがありますので、弊社担当者とレンタル製品、期間をお打ち合わせの上、ご記入下さい。

レンタル製品:

レンタル期間:

レンタル申込書

※上記商品につき、(有)ナック販売とのレンタル契約(次項)に同意して利用を申し込みます。

申し込み日: 年 月 日

会社名:

部署名:

御担当者名:

Ⓜ

TEL:

装置送付先:〒



〒501-3936 岐阜県関市倉知藤谷西ヶ洞2900-1
TEL:(0575)24-5527 FAX:(0575)22-4266

【記入後返送先】 FAX: (0575) 22-4266

マイクロ・ナノバブル発生装置レンタル契約書

発行日 年 月 日

(1) 借主	法人名		契約内容	(3) 開始	年 月 日
	住所			(4) 終了	年 月 日
	契約者名	⑩		(5) 料金	円
	TEL			(6) 超過日数	円
	FAX				
(2) 貸主	有限会社ナック販売 〒501-3936岐阜県関市倉知藤谷西ヶ洞2900-1 代表取締役 中島 篤志 TEL(0575)24-5527 FAX(0575)22-4266		(7) レンタル品		

借主(以下、「甲」という)と貸主(以下「乙」という)は、乙所有の株式会社ナック製マイクロ・ナノバブル発生装置の装置類(以下、「本件装置」という)を使用するにあたり、次の通りレンタル契約(以下、「本契約」という)を締結する。

(基本合意) 第1条 甲は乙より本件装置を本契約によるレンタルにより、これを借り受ける。

(品名) 第2条 前条に基づき、甲が乙よりレンタルにより借り受ける本件装置の詳細は(7)のレンタル品とする。

(期間) 第3条1 レンタル期間は上記の表(3)を開始日とし(4)を終了日とする。

2 乙は甲への本件装置の発送を本件前項のレンタル開始日までに甲に到着するように行うものとする。ただし、諸般の事情により到着が遅れた場合は甲乙協議の上レンタル期間を変更できるものとする。

3 前項の規定によりレンタル期間の変更が生じた場合は、甲は乙に対して責任を問わないものとする。

(レンタル料)第4条1 甲は乙に対して前項で合意した期間のレンタル料として上記表(5)の料金に消費税を加算した金額を支払うものとする。その金額は乙により請求書にて確定するものとする。

2 前第3条の期間を超過した場合は、甲に対して乙は日割り計算により超過金額の日額(6)を算出し、その超過金額を前項の金額に加えた金額を請求書にて金額を確定し請求するものとする。その計算式は以下の通りとする。

超過金額＝前項のレンタル金額/レンタル期間×超過日数

3 甲に対し乙は本条第1項及び第2項に基づき算出した金額に消費税を加算した額を請求するものとする。

(レンタル料の支払い時期及び支払方法)

第5条 レンタル料金は甲が乙に対して本件装置を返還した翌月の20日までに乙の指定する金融機関口座に現金にて振り込むものとする。尚、この際の振込手数料は甲の負担とする。

(尊種義務) 甲はレンタル期間中に本件装置を乙に無断で分解したり手を加えてはならない。

(本件装置の破損等)

第7条1 本件装置の破損、盗難、火災、風水害等の天災地変による損害が生じた場合、それが甲の責めに帰すべき事由によるものか否かは問わず甲は乙に対してその損害を賠償しなければならない。

2 前第6条の行為を行った場合も前項の規定を適用する。

(第三者への損害)

第8条 甲が本件装置の仕様により他人に損害を与えた場合、それが甲の過失によるものか否かを問わず、それにより生じた右他人に対する損害賠償及び解決に関する一切の費用はすべて甲が負担するものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第9条 甲は乙の承認なく、本件装置を第三者に譲渡及び転貸してはならない。

(返還場所)第10条 甲は第3条に規定するレンタル期間終了後速やかに乙に返還するものとする。ただし、返還に要する費用は甲の負担とする。

(管轄) 第11条 本契約に関する紛争は岐阜地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他) 第12条 本契約に定められた以外の事項について問題が生じた場合には、甲及び乙は誠意を持って協議し解決する。